

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 100 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2023 年 11 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

M&A に関する事前届出を ACCC に対して行わない場合の リスク（競争法・M&A 規制）



豪州における M&A 取引に関する主な規制としては、FIRB による外国投資規制と競争法に基づく規制（オーストラリア競争・消費者員会（ACCC）による規制）の 2 点があります。競争法は、一定の競争制限効果のある取引を禁止しているものの、取引実行前の ACCC に対する届出は任意とされています。ただし、ACCC は取引完了後も一定の場合には処分・罰則命令を求める権限を有しており、競争制限効果のおそれがある M&A 取引に関しては、ACCC に対して任意の事前届出を実施するのが実務上一般的なプラクティスです。

ACCC は、大手ペット用品小売店が過去に行った M&A 取引の競争法違反のおそれに関し、同業他社に対する意見聴取等の調査を行うことを決定しました。この決定は、企業結合規制の強化を現在提案している ACCC の積極介入姿勢、当該姿勢下において任意の事前届出を行わないことのリスクを示しています。

本稿では、上記の決定の内容の詳細を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

ASIC 年次報告書（2022-2023）の公表（会社法）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、2022-2023 年度の年次報告書を公表しました。

同報告書では、ASIC による法執行権限・情報収集権限の行使状況、法令違反通報制度の利用拡大に向けた試み、オーストラリア健全性規制庁（APRA）と共同での財政健全性レジームの導入に向けた試み等の内容が報告されています。とりわけ、ASIC は、縦割りではなく組織全体としての効率的な活動を目指して、本年 7 月に組織体制の変更を行いました。これに伴って、既存案件の処理が優先され、新規の訴訟や情報収集権限の行使が一時的に減少しています。しかしながら、これは、新体制の効率性を示すべく、ASIC が翌年度に積極的に活動することを示唆しているようにも見受けられます。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

電気自動車等の利用税に関する違憲判決（憲法）

ヴィクトリア州による電気自動車等の利用に対する課税は違憲であるとの画期的な判決が下されました。

本判決（*Vanderstock v Victoria [2023] HCA30*）では、電気自動車、ハイブリット電気自動車、水素自動車の登録運転者に対し、購入後の走行距離に応じてこれらの自動車の利用料を支払うことを義務付けるヴィクトリア州税が、連邦のみが課税できる「物品税（excise）」に該当するかが問題となりました。高等法院は、その物品が消費される段階で課税されるという理由のみで物品税に該当しないことにはならないとしたうえで、実務面や連邦内の公平性を考慮し 4 対 3 の多数決で物品税に該当するとして違憲と判断しました。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士 の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

生成 AI から生じる雇用主の責任について（AI・労働法）

ChatGPT のように、自らコンテンツを起草し、質問に対する回答やアイデアさえ生み出すことのできる生成 AI の利用は、職場において急速に浸透していますが、従業員がこれを誤用し、または使用によって意図しない結果がもたらされた場合に、雇用主がどのような責任を負う可能性があるかは常に検討・把握しておく必要があります。

Sex Discrimination Act や Fair Work Act は雇用主が一定の場合に従業員の行為に関して責任を負う旨を規定していますが、直近の法改正によってこれらの責任を負う可能性はますます高まっています。そのため、生成 AI がもつリスク、例えば、差別的なコンテンツを生成する危険や偏ったデータに基づき学習することで偏った成果をもたらす危険などを理解したうえで社内方針の策定や研修の実施等の対処を行う必要があります。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

EPC 契約の交渉時に考慮すべき事項（資源・エネルギー）

オーストラリアのエネルギー転換の主要な原動力であり、2023 年現在、オーストラリア国内の総発電容量の 13% を占める風力発電の分野では、タービン等の製造品質上の欠陥とコストの増加がしばしば問題になります。

本稿では、これらのリスクを軽減するため、EPC 契約における 9 つの主要条項、具体的には、業務範囲の明確化と主要なパフォーマンス指標の設定、性能保証、損害賠償、担保、レンダーを含めた三者協定、OEM 保証、契約変更、紛争解決と準拠法、ならびに不可抗力について留意すべき点を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference (2023年3月29日～31日)

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されました。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

M&A Report November 2022 の公表

クレイトン・ユッツ法律事務所の M&A Report の最新版が公表されました。本レポートでは、過去 12 か月の M&A 取引の傾向、関連する経済状況や規制、2023 年の見通しといった事項を産業別に分析しています。本レポート（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、それ以降も細かな改正が繰り返し行われてきていることを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599(大竹)までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール：mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com